

教育委員会会議 定例会

令和 8 年 6 月 1 7 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

な し

2 報 告 事 項

(3) 山梨県高等学校等教育改革促進事業の取り組み内容について

(4) 令和8年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

3 その他報告

(7) 令和8年度第1回少人数教育推進検討委員会の概要について

報告事項 3

山梨県高等学校等教育改革促進事業の取り組み内容について

[資料別添]

山梨県の教育・社会課題の構造分析

基幹・成長産業⇒**半導体・ロボット・水素・メディカル(ウェルネス)**
農林業(特にワイン)・スマートコンストラクション

- 山梨県は、**基幹産業の果樹農業**（農業産出額の約7割、全国1位産品のブドウ、モモ、スモモ）など高付加価値の第一次産業及び高い集積率を誇る**製造業**（数値制御ロボット全国1位）を有する。また、**ロボット、半導体、ワイン、水素、メディカル(ウェルネス)**などを**成長産業**に位置付け。
- ✓ 県の持続的発展には、これら特徴的な**基幹・成長産業を支え、牽引する人材の安定的な育成と県内定着が不可欠**
- ✓ 現状では、**人口動態や産業構造の変化に高校の施設設備や教育内容が十分対応できていない。**
- ✓ 若年層減少の中、貴重な人材を取りこぼさず生かす必要があるが、**居住地域や学校規模、生徒個々の状況により、学びの選択肢や継続可能性に差が生じている。**

人材育成の5つの主要な課題

①量的な課題

・人口規模に比し高度な専門性を要する機械電子産業が集積。果樹など第一次産業においても高い生産性
 ・県内大学新規卒業生の県内就職率は全国的にも低水準。Uターン就職率の低迷
 ・専門職、現場人材の不足。事務職の余剰

↓
高校の人材育成構造の転換が必須

②質的な課題

・熟練技術者や高齢農業者の引退と若年人材不足が同時に進行
 ・専門高校で、先端産業分野の技術水準やスマート農林業に対応できる設備・カリキュラムの更新が不十分
 ・農林業では、自律型・設計型農林業を担う人材が不足

↓
求める水準の人材を県内で育成・確保できない

③理数系人材のすそ野の狭さと内向きなキャリア展望

・本県の基幹・成長産業の発展には、高度理数系人材の確保が不可欠
 ・理数系分野で活躍するロールモデルとの接点が乏しく、生徒が理数系キャリアに肯定的な将来像を描けないまま、漠然とした苦手意識により進路選択する傾向

↓
理数系人材が質量とも確保できず、産業の高度化を先導する人材基盤が先細り

④地理的条件による教育機会の不均衡

・県境地域では、学年80人を下回る学校が存在
 ・高校未設置の中山間地域に、公共交通では高校への通学が困難な生徒が存在
 ・高校の小規模化により、理科探究科目や情報Ⅱなどの授業の安定的な提供が困難

↓
さらなる人材流出、人材の偏在や質的格差を助長するおそれ

⑤生徒の個々の状況に応じた支援体制の未整備

・日本語指導や合理的配慮の対応は進展するも、特異な才能を伸ばすカリキュラムは未整備
 ・全日制から通信制への転学は増加傾向

↓
貴重な人材を、社会参加や自立につなげられないおそれ

課題解決のため4つの改革先導拠点を整備、人口動態・産業構造と連動し、
 持続的に発展する教育システムへ刷新

改革先導拠点の整備 — 3類型4拠点

拠点① 甲府工業高校

類型 1

次世代の基幹・成長産業を支えるAEW（アドバンスト・エッセンシャルワーカー）育成のHUBとなる工業教育の拠点の形成

←課題①②への対応

- ・拠点校に最先端テクノロジー棟を整備し、基幹・成長工業4分野の最新技術水準を踏まえた新しい教育モデルを集中的に開発・実証
- ・関係機関等は、企業の立地や学科特性に合わせて4分野の教育モデルのいずれかを実装・展開
- ・県全体として基幹・成長産業を持続的に支えるAEW育成供給のネットワークを構築

拠点② 甲府第一高校

類型 2

イノベーションを牽引する理数系人材育成拠点の形成

←課題③への対応

- ・AI・データ解析や実証実験を行う「リサーチセンター」と理系特化の「アカデミック図書館」を備えた「Y-SPARK」を整備
- ・「多様な生徒が段階的探究カリキュラムで成長し、研究指向が顕在化する」人材育成モデルを確立
- ・Y-SPARKを理数系人材との継続的な交流拠点とし、具体的なロールモデルを積極的に生徒に提示
- ・理数系への自然な進路形成を実現し、基幹・成長産業をリードできる理数系人材の育成につなげる。

拠点③ 都留高校

類型 3

フルレンジに対応した学びの提供、通信配信センターを併設した遠隔授業を活用する学びにより多様な学び方を実現。

←課題④⑤への対応

- ・探究活動・国際交流・地域連携に強みを持ち、グローバル人材育成の土壌を有する。
- ・全日制は、単位制による自由度の高いカリキュラムの実践、地域の中核校として高い進路実績を持つとともに、定時制課程において様々な背景を持つ生徒を受け入れてきた実績があり、幅広いニーズに対応した「フルレンジに対応した学びの保障」のモデルを構築する。
- ・「遠隔配信センター」を設け、居住地や地理的な制約を超えた「質の高い学び」を目指す。
- ・特に人口減少が顕著な県東部地域における公共交通の結節点に位置し、教育機会確保を実証的に進める。

拠点④ 農林高校

類型 1

次世代農林業を支えるAEWの育成拠点の形成

←課題①②への対応

- ・農業を入口に林業に架橋し、国土保全・防災、生物多様性など農林業の社会的価値や将来性に気づく。
- ・デジタルスキルを基に営農判断力、経営設計力、ブランド構築力を持ち、気候変動などのリスク管理もできる高度営農・営林人材の育成（①環境制御ハウス等によるスマート農林業技術、②県オリジナル品種で、生産から販売戦略まで学ぶ「地域一貫ブランディング教育」モデル構築）
- ・研究・開発・交流施設を中心に、ワインを軸に醸造産業中核人材育成の拠点を形成、全国から人材を獲得

事業の意思決定・推進体制

①戦略・企画段階

R7.12～R8.5に
経済団体、産業界、大学、
行政等へヒアリングを実施
R8.5に全庁体制での確認、
会議を実施

②実行・運用段階

全庁プロジェクト体制

知事部局・教育委員会が全庁的、
一体的に、役割分担をしながら推進

実行・運用

産官学を構成員とする会議（**山梨県
人材育成連携会議**）を開催し、計画
の確認とKPIの進捗確認を行う。

既存プラットフォームとの連携

- ・総合教育会議や、経済団体等からなる就職問題検討会議へ報告、評価
- ・山梨大学が検討中の「地域構想推進プラットフォーム」などとの連携を協議中

取組・成果の他校への普及

高等学校教育改革実行計画の検討体制

【教員循環による知見共有・指導力向上】（全類型共通）・拠点校の教員をローテーション配置し、成果を全県に展開、共有

【産官学ネットワークの横展開】（類型1）

- ・拠点校が開発したカリキュラムやリストを工業系各校で共有、授業や実習の改善に活用

【農業系ネットワークの展開】（類型1）

- ・拠点校と関係機関等が、施設を活用した共同研究を実施
- ・開発したモデルを農業系2校、高等支援学校等に展開・共有、活用

【県内産業を支える理数系人材育成手法の展開】（類型2）・開発したカリキュラムを研修等で県内の普通科高校に普及、展開

【遠隔インフラを用いた新たな学びの展開】（類型3）・次世代配信システムによる学校間ネットワークの構築
・多様性を踏まえた新たな学びのカリキュラムの展開、多様化学校との連携

- 県内高校各校より改革提案(提案にあたり、各地域の首長等の意見を踏まえることを必須とする)を実施
- 改革提案等の内容を踏まえつつ、教育委員会、知事部局、企業代表、有識者からなる「高等学校教育改革実行計画検討委員会」を4回程度開催、検討
- 総合教育会議での議論を経て令和8年度中に策定予定

(令和 8 年 6 月 1 7 日 定例教育委員会)

課 名	特別支援教育・児童生徒支援課、義務教育課
-----	----------------------

件名	令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	令和 8 年 4 月 1 5 日 定例教育委員会において、令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する 4 つの事項を決定 令和 8 年 4 月 2 1 日 第 1 回山梨県教科用図書選定審議会を開催（オンライン） 山梨県教育委員会から山梨県教科用図書選定審議会に諮問 令和 8 年 5 月 1 9 日 第 2 回山梨県教科用図書選定審議会を開催（参集） 令和 8 年 5 月 2 2 日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申 ※令和 8 年度採択替えの対象となる教科用図書は、以下のとおり。 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」
内容	○ 諮問事項と主な答申内容 諮問第一項 令和 8 年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」について ・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、昨年度の採択基準を参考にして、内容 3 項目と形式 2 項目を設定した。 諮問第二項 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」について ・昨年度を踏襲した調査員数、調査研究の内容、基本的な考え方を設定し、採択参考資料を作成した。 諮問第三項 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について ・特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について ・県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定することを示した。 3 採択の公正確保について

- ・指導の方法及び内容について、文書等による指導、説明会等による指導、訪問、面接等による指導を示した。また、情報公開について、採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。

諮問第四項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和９年度使用教科用図書の採択について

- ・県教育委員会は、学校ごとに校内調査委員会を設置し、県教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして採択を行うことを示した。

○ 今後の採択について

市町村教育委員会等の採択権者は、採択期限となる８月３１日までに、この答申を参考に調査研究等を行い、特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第９条第１項の規定による図書」の採択を行う。

なお、小・中学校用教科書については、令和８年度においては、学校教育法附則第９条第１項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和７年度と同一の教科書を採択しなければならない。

【義務教育課】

令和 8 年度第 1 回少人数教育推進検討委員会の概要について

1 報告事項

令和 6 年度の検討委員会の概要と県の取り組み、令和 7 年度の効果検証を踏まえた成果と課題について、事務局から説明。

2 議題

(1) 25 人学級導入の効果等の検証について

- ・ 25 人学級導入の効果検証の目的や内容、調査対象、調査方法等について説明。
- ・ 令和 2 年度から実施している調査結果の概要を暫定値として説明。

(2) 中学校における少人数教育の在り方に関する意見交換

- ・ 意見交換に当たっての主な観点を事務局が示した後、委員による意見交換を実施。

○委員からの主な発言

- ・ 小学校、中学校の接続が難しく、中 1 ギャップという言葉もある中で、少人数学級は有効だと思う。
- ・ 教科担任制を実施している中学校においては、人的配置などについて、柔軟な運用が必要ではないか。
- ・ 探究的な学びを大事にし、学びの本質を高めていくには、先生方が子供一人一人と関わっていく時間が非常に大切である。 など